

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 法人事業税における外国法人税額等の損金算入

令和4年税制改正により、外国税額控除の適用を受ける法人に係る法人事業税の所得等の計算において、「外国法人税を課されたことを証する書類」の保存がない等の理由により法人税額から控除できない金額は損金に算入できないことが明確化されます。

法人税法の外国税額控除

内国法人が各事業年度において「外国法人税」を納付する場合には、「控除限度額」を限度として「控除対象外国法人税」の額をその内国法人のその事業年度の所得に対する法人税の額から控除することができます(税法69①)。また同様に、国内に恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において「外国法人税」を納付する場合には、「控除限度額」を限度として「控除対象外国法人税」の額をその外国法人のその事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除することができます(法令144の2)。

法人税法においては、国際的な二重課税を排除する観点から、上記の外国税額控除が認められていますが、損金算入方式を選択することもできます。外国税額控除の適用を受ける場合には、その控除対象外国法人税の額は、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することはできません(税法41)。外国法人税の額の一部について外国税額控除の適用を受ける場合には、その外国法人税の額の全部が損金の額に算入されないこととされています(法基通16-3-1)。

外国法人税を課されたことを証する書類

法人税法上の外国税額控除は、申告書等に所定の明細書(別表)の添付があり、かつ、「控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類」を保存している場合に限り適用されるとして、具体的には以下の書類が規定されています(税法69②、法規29の4②一、法基通16-3-48)。

- ・外国法人税に係る申告書の写し
(現地の税務官署が発行する納税証明書等、更正もしくは決定に係る通知書、不可決定通知書、納税告知書、源泉徴収の外国法人税に係る源泉徴収票なども含む)
- ・外国法人税が既に納付されている場合にはその納付を証する書類
- ・外国法人税が控除対象外外国法人税の額に該当する旨及び控除対象外外国法人税の額を課されたことを証する書類

法人事業税における外国税額の取り扱い

法人事業税においては国外所得免除方式を採用しており、国外事業に帰属する所得は、所得の金額から控除されるため(地法72条の24)、外国税額控除の規定はありません。法人事業税の所得割の課税標準である各事業年度の所得は、原則、その事業年度の法人税の課税標準である所得計算の例によって算定しますが、外国法人税額については、外国において行う事業に属する所得以外の所得に対して課されたもの、あるいは、恒久的施設帰属所得に対して課されたものは、損金の額に算入することとされています(地法72の23①、地令21の5)。つまり、法人税で外国税額控除を選択していても、事業税においては損金の額に算入することになります。しかし、事業税においては損金算入要件として外国法人税を課されたことを証する書類の保存を求める明文規定がなかったため、法人税で書類の要件を満たさない等の理由で控除できなかった外国法人税相当額についても、事業税において損金の額に算入していたケースが散見されました。

令和4年税制改正では、この点について、外国法人税を課されたことを証する書類の保存がない場合には、事業税において損金の額に算入することはできないことが明確化されます。

お見逃しなく！

法人税において、外国法人税について損金算入方式を選択した場合には、これまでどおり、法人事業税においても外国法人税を課されたことを証する書類の保存は求められません。